

## 黒潮町少年消防クラブ 防火・防災啓発活動

1月15日(日)に上川口・伊田少年消防クラブ10名によるドライバーへの防火・防災啓発活動が行われました。

この活動は、防災ボランティア週間に、災害時におけるボランティア活動や自主的な防災活動について認識を深めるよう国道56号線のドライバーを対象とした防火・防災の啓発グッズの配布を平成25年より両クラブで行っています。今回は、黒潮町でキャンプを行っていた高知ユナイテッドSCの選手10名にも参加をいただき、防火・防災の啓発活動を行っていただきました。

少年消防クラブの皆さんは、高知ユナイテッドSCの選手と一緒に元氣よく積極的に呼びかけをしていました。



記念撮影の様子



配布の様子

## 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から「全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務」となります。

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っています。

また、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて約2・2倍高くなっています。

このことから、交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要となります。

買い物や通勤・通学など、日常生活で自転車に乗るときはヘルメットを着用して、頭部を保護しましょう。



## 火入れの申請などについて

火入れを行う際には、事前  
に役場へ届出をしていただく  
必要があります(7日前までに)。  
なお、火入れの目的が、

- ① 地ごしらえ
  - ② 開墾準備
  - ③ 害虫駆除
  - ④ 焼畑
  - ⑤ 採草地改良
- のいずれかに該当する必要がある  
あります。
- 原則として、屋外焼却は禁  
止されていますが、右の①～

⑤の場合や刈り取った草を1  
カ所に集めての焼却、たき火  
など一部例外があります。

右①～⑤以外の場合、火入  
れの申請は必要ありませんが、  
火災と間違えないように消防  
署へ届出をする必要があります。

ご不明点がありましたら、  
役場もしくは黒潮消防署まで  
お問い合わせください。

お問い合わせ

黒潮消防署

☎ 44-2600

お問い合わせ

【本庁】情報防災課 消防防災係

☎ 43-2188

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第1係

☎ 55-3113